

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令)

色付: 転売等防止に係る部分
青字: 既に規定済のもの
赤字: 今回改正により追加(案)

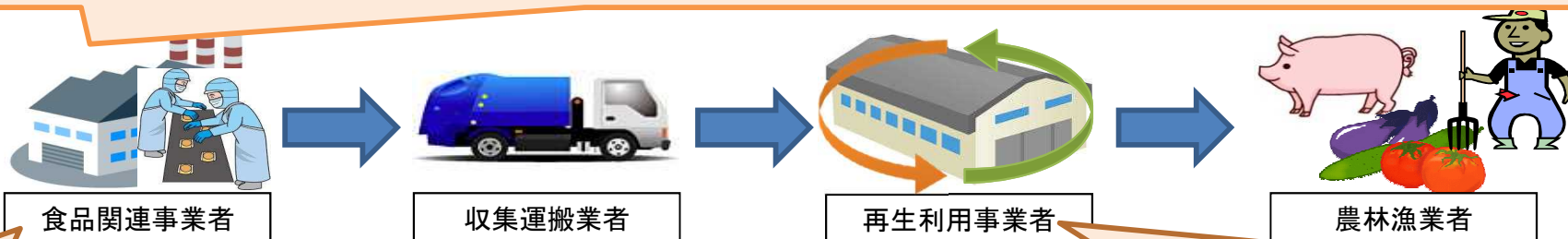
●第1条 食品循環資源の再生利用等の実施の原則

- ・食品関連事業者は、食品廃棄物等について、その事業の特性に応じて、食品循環資源等の再生利用等を計画的かつ効率的に実施
- ・上記に加え、**食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施する際に、転売等を含む不適正処理がなされないよう適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨**を追加。

●第2条 食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標

●第3条 食品廃棄物等の発生の抑制

- ・食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化、食品流通過程における食品の品質管理の高度化等、仕入れ及び販売の方法の工夫、調理残さ削減のための調理方法の改善及び食べ残し減少のためのメニューの工夫、食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的な発生量の計測、実施目標の設定、発生原単位ごとの発生抑制目標の設定



●第4条 食品循環資源の管理の基準

- ・食品循環資源と異物等を適切に分別、危害の原因となる物質の混入防止、品質保持のための腐敗防止措置等

●第10条 情報の提供

●第11条 食品廃棄物の減量

●第12条 費用の低減

●第13条 加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進

- ・フランチャイズ本部による加盟者への指導

●第15条 再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備

●第5条 食品廃棄物等の収集又は運搬の基準

- ・異物混入等の防止、腐敗防止措置、生活環境保全上の支障が生じない措置
- ・上記に加え、**食用と誤認されないような適切な措置や、契約どおり収集運搬されるよう確認する措置を講じる旨**を追加。

●第6条 食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準

- ・第5条の基準に加え、**委託先における収集運搬状況の定期的把握**

●第14条 教育訓練

- ・従業員に対する再生利用等に関する必要な教育訓練

●第7条 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準

- ・需要に適合する品質の特定肥飼料の製造や、異物等の分別、腐敗防止措置、組成に応じた用途・手法・技術の選択、異物混入防止、適切な工程管理、性状分析及び適正管理による特定肥飼料等の含有成分安定化、生活環境保全上の支障が生じない措置、農林漁業者等との安定的な取引関係、肥飼料の法定規格への適合等
- ・上記に加え、**食用と誤認されないような適切な措置や、契約どおり再生利用されるよう確認する措置を講じる旨**を追加。

●第8条 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準

- ・第7条の基準に加え**委託先における特定肥飼料等の製造状況の定期的把握**
- ・上記に加え、**食品関連事業者が再生利用を委託するに当たっては、当該製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨**を追加。

●第9条 食品循環資源の熱回収